

平成19年度 第1回官業改革タスクフォース 追加資料要求項目（厚生労働省）

【 1. 船員保険保養所の民間開放推進】

1. 船員保険法改正の成立後、速やかに合理化計画の議論を再開し、その具体的な内容とスケジュールをご提示いただけたるとお約束をいただいているが、法案成立後どのくらいの期間をもってご提示いただけたのか具体的にお示しいただきたい。
2. 日本年金機構法施行時期である平成22年1月ないし4月を、船員保険保養所にかかる整理合理化のデッドラインの基準にするとのご回答があつたが、合理化計画の策定についての期限なのか、それとも整理合理化完了についての期限なのか確認させていただきたい。
3. 平成13年度以降廃止・売却をした13施設について、その売却方法、売却価格、売却時の帳簿価格及び売却損を施設ごとにお示しいただきたい。
4. ご提出いただいた「船員保険保養所等の収支状況等」においては、「みのたにグリーンスポーツホテル」が唯一黒字経営をしているが、特段経営上の工夫等があつたのか教えていただきたい。
5. 残りの14施設の収支状況から見ると、前例同様に廃止・売却が妥当と思われる保養所が多いが、平成18年度において実施した経営改善策をお示しいただくと同時に、それに投じた費用及びその効果を数値でお示しいただきたい。また、船員保険会の平成19年度の事業計画においては、特色ある企画商品の提供等による增收対策が前面に出ている。どの施設を対象にし、どのような対策を行うのか具体的にお示しいただきたい。

【 2. 政府管掌健康保険保養所】

今後の施設売却予定計画について

1. 4月11日のタスクフォースにおいて、貴省より「今後の売却予定施設数は、平成19年度は約90施設、平成20年度は約90施設、平成21年度は約50施設である」とのご説明を頂いた。具体的な売却予定施設数の入った計画書をご提出頂きたい。

不動産売却業務委託業者及び媒介手数料について

2. 年金・健康保険福祉施設整理機構の役割は、年金福祉施設等の譲渡・廃止等を行うものであるが、なぜ、不動産売却業務を委託する必要があるのかご教示いただきたい。
3. 4月11日のタスクフォースにおいて、貴省より「不動産売却業務委託業者は、年金・健康保険福祉施設整理機構が指名競争入札で選定している」とのことであったが、指名基準、入札条件、入札参加企業をご提示いただきたい。

4. 不動産売却業務委託業者のべ9社が物件購入者より受け取った媒介手数料について、全て調査の上、報告書をご提出いただきたい（物件ごとに、物件名、委託業者名、物件購入費、手数料、手数料率について）。
5. 不動産売却業務委託業者は、物件購入者の代理人として、通常の不動産仲介業者と如何なる意味で同じ、あるいは異なる仲介業務の労力負担を行ったのかが分かる資料をご提出いただきたい。
6. 年金・健康保険福祉施設整理機構が委託業者に支払った全ての手数料について、資料をご提出いただきたい（物件名、委託業者名、物件購入費、手数料、手数料率について）。
7. 4月11日のタスクフォースにおいて、貴省より「平成19年度の入札物件から、不動産売却業務委託先が買い手から媒介手数料を徴取することを禁じる旨、契約書に盛り込んだ」とのご説明を頂いた。その旨を記した契約書の該当箇所をご提出いただきたい。
8. 4月11日のタスクフォースにおいて、貴省より「売り手である機関が買い手側の民民の契約に関与しないことは何ら問題がない」とのご説明を頂いた。問題がないとの見解にもかかわらず、平成19年度より媒介手数料を徴取することを禁じた背景及び理由について、改めてご教示いただきたい。
9. 「平成19年度の入札物件から、できるだけ買い手の経済的負担が軽減されるよう、不動産売却業務委託先が買い手から媒介手数料を徴取することを禁じることとした」とのご説明を頂いたが、「売り手である機関が買い手側の民民の契約に関与しないことは何ら問題がない」のであれば、なぜ機関は買い手の経済的負担の軽減を考慮する必要があるのか、ご教示いただきたい。

最低売却価格について

10. 4月11日のタスクフォースにおいて、貴省より「全ての物件について最低売却価格を入札前に公表することについては、落札価格が最低売却価格に収斂する懸念、談合の懸念が払拭できず、適当でない」とのご説明を頂いた。
談合等を懸念する根拠を具体的にお示しいただきたい。
裁判所の競売物件は全て公表していることに鑑み、これと運用方法を異にする理由をお示しいただきたい。
11. 4月11日のタスクフォースにおいて、貴省より「平成19年度の入札物件から、できるだけ買い手の経済的負担が軽減されるよう、業務委託先が買い手から媒介手数料を徴取することを禁じる」とのご説明を頂いた。最低売却価格を非公表とすることは、買い手に不必要的事前調査を強いる可能性があり、媒介手数料と同様に入札者に経済的負担が発生すると考えられるが、両者の整合性について貴省の見解を伺いたい。

施設管理運営委託先について

- 1 2 . 施設運営委託先については、いつからどのような形態で契約を行っているのか。随意契約との理解でよいのか。法人ごとにお示しいただきたい。
- 1 3 . 事業価値を高め施設売却価格を最大化させるため、これらの施設運営委託先に業務委託を行っているとのことだが、なぜこれらの法人がオペレーションを行うことで、事業価値が最大化するのか。代替案は検討したのか。具体的にご説明願いたい。

入札参加資格について

- 1 4 . 施設購入の入札への参加資格を定めている「一般競争入札実施要領」をご提出いただきたい。

【 1 . 厚生年金基金センターの民間開放推進】

- 1 . 京都年金基金センター「らんざん」について、地主との借地契約書をご提出いただくとともに、当施設の売却が技術的に可能か否かご説明いただきたい。特に、借地契約の形態（普通借地か定期借地か）、借地期間及び更地変換義務の有無等、当施設を売却するとした際に勘案しておくべき諸事項についてご説明いただきたい。
- 2 . ご提出いただいた平成18年度の利用状況について、厚生年金基金関係利用者と一般利用者の内訳をお示しいただきたい。
- 3 . 当施設の平成18年度の運営については、黒字見込みであるが、継続的に黒字経営が続くと見込む定量的分析等の具体的根拠をお示しいただきたい。
- 4 . 当施設の運営については、完全に民間企業に委託されている状態である。そのことで収支の改善が図れている背景を加味すると、当施設の運営については民間開放が可能であると思われるが、それを阻害する要因があるならば、お示しいただきたい。